



糸魚川市

街に、ルネッサンス



UR 都市機構

糸魚川市とUR都市機構が糸魚川市駅北大火における
「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換しました

糸魚川市駅北大火における被災地域の復興まちづくりを推進することを目的として、糸魚川市とUR都市機構は、相互協力を確認する覚書を交換しましたのでお知らせいたします。
(相互協力の概要は別紙参照)

別添覚書



写真左より

米田 徹 糸魚川市長

中島正弘 UR都市機構理事長

(お問い合わせ先)

糸魚川市

産業部 復興推進課

(電話) 025-552-1511

UR都市機構

本社 都市再生部 全国まちづくり支援室 地方都市戦略チーム

(電話) 045-650-0872

糸魚川市とUR都市機構の「糸魚川市駅北復興まちづくりの推進に向けた覚書」
に基づく相互協力の概要

糸魚川市は、平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火によって多大な被害を受けました。現在、市では復興まちづくりに向けた検討を行っていますが、今後復興まちづくりを推進するには、専門知識とともに経験ある人材による体制整備が欠かせません。

3月21日に交換しました覚書は、東日本大震災等のまちづくりにおいて優れた技術力を発揮したUR都市機構が、糸魚川市が推進する復興まちづくりに関して技術的な助言やノウハウ提供、その他の技術的支援を行うこと等により、糸魚川市と相互協力していくことを確認するものです。

糸魚川市駅北復興まちづくりの推進に向けた覚書

糸魚川市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、糸魚川市駅北大火の被災区域とその周辺地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、復興まちづくりについて、相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する復興まちづくりの推進に係る助言や技術提供等を行うものとする。
2 甲及び乙は、前項の業務を円滑かつ効果的に実施するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 新潟県糸魚川市一の宮一丁目2番5号
糸魚川市
糸魚川市長 米田 徹

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
独立行政法人都市再生機構
理事長 中島 正弘